

上士幌町障がい者活躍推進計画

機関名	上士幌町
任命権者	上士幌町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
上士幌町における障がい者雇用に関する課題	<p>上士幌町においては、障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障がい者の範囲に誤りはなく、平成29年6月の通報から法定雇用率は未達成だったが、障がい者を採用しなければならない状況にはなかった。</p> <p>令和元年7月以降に新たに障害者手帳を取得した職員がいることから、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のためには、上士幌町全体で更なる体制整備や各種取組が必要であるため、障がい者活躍推進計画を策定することとした。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （令和6年6月1日時点）2.60% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.17% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和元年12月17日に選任済）。</p> <p>○障がい者雇用に関する担当者（障害者雇用推進員、障害者職業生活相談員、保健福祉課担当者等）により、それぞれの役割や各種相談先を整理し、関係者間で共有する。</p> <p>○役割及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、北海道労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○必要に応じ、障がい者が配属されている部署の職員だけでなく、職員全般に障がい者を支援するための講習会やセミナーの受講案内を行い参加を募る。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用又は部署異動の際に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>

(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、専門研修等を実施する。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○平成25年度から障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、毎年度、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を拡げていく。</p>